

上三川町人事行政運営状況(概要)

町民の皆さんに町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくため、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表するものです。

■新規採用（平成19年4月1日）及び退職の状況（平成18年度中）の状況

	採用者数	退職者数						
		定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政職	8人	0人	6人	5人	0人	0人	0人	0人
技能労務職	1人	3人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

■職員数の状況（4月1日現在）

年 度	17年度	18年度	19年度
職員数 ※（ ）内数字は 対前年度増減数	235人（-12）	237人（2）	232人（-5）

■人件費の状況（平成18年度一般会計、決算）

住民基本台帳人口 （平成19年3月末現在）	歳出総額	実質収支	人件費	人件費率	前年度の 人件費率
31,537人	10,145,188円	398,073千円	1,794,330千円	17.7%	17.6%

■職員給与費の状況（平成19年度一般会計予算）

職員数 （A）	給 与 費				1人当たり給与費 （A/B）	前年度の1人 当たりの給与費
	給 料	職員手当	期末勤勉	計（B）		
206人	839,558千円	114,786千円	345,303千円	1,299,647千円	6,309千円	6,371千円

■職員給与費の状況（平成19年度一般会計予算）

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
町 職 員	358,500円	44.4歳	300,300円	50.11歳

■その他の職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容		
扶 養 手 当	配偶者：13,000円 扶養家族（配偶者を除く）：1人当たり6,000円		
住 居 手 当	借家の場合：27,000円を限度に支給（家賃12,000円以下は支給なし） 持ち家の場合：1,000円（新築後5年間は2,500円）		
通 勤 手 当	通近距離が2km 以上の場合に限る 交通機関利用：月額55,000円を限度に支給 自家用車を利用した場合：距離に応じ2,000円～24,500円を支給		
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給 （課長職：54,300円、主幹：38,900円、課長補佐・所長：34,600円）		
時 間 外 手 当	平成18年度 （一般会計）	支給総額 職員1人当たりの平均支給額	28,786,407円 15,577円
	特殊勤務手当	以下2業務に従事した場合に限り支給する 伝染病防疫作業 作業1日 600円（平成18年度該当なし） 行旅人死病人等取扱業務 作業1日 5,000円（平成18年度該当なし）	

■特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	町 長	副町長	収入役	議 長	副議長	議 員
報酬等月額	741,000円	589,000円	570,000円	350,000円	280,000円	255,000円

※平成17・18・19年度は、町長、副町長・収入役の給料を5%減額しております。（上記は、減額後の額です。）

■勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
40時間	8時30分	17時30分	12時から13時	土曜日及び日曜日

※保育所や図書館等の本庁以外の勤務場所については、上記と異なる勤務形態の場合があります。

■休暇等

区分	内容
年次有給休暇	一年度毎に20日とし、20日を超えない範囲内で残日数を繰り返すことができる
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇：3日 分べん休暇：出産予定日の6週間前の日から出産の日まで及び出産した日の翌日から8週間を経過する日までの期間 親族の死亡：配偶者及び父母＝7日 子＝5日 祖父母＝3日 その他＝1日
介護休暇 (時間で給与減額)	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する6月以下で必要な期間
育児休業（無給）	子が3歳に達する日までの期間

■年次有給休暇の状況（平成18年1月1日～平成18年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全期間在職職員数	1人当たり平均取得日数
8,619日	2,723日	222人	12.3日

※詳しい内容は、町のホームページをご覧ください

▼問い合わせ先＝総務課 秘書庶務係 TEL ☎ 9 1 1 3

町有地を公売します！

町では、公共的に利用計画のない土地を、一般競争入札により売り払いいたします。

▼申込期間＝11月1日(木)～11月15日(木)

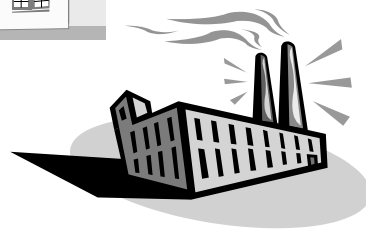
▼入札日＝11月22日(木)

▼入札場所＝役場3階中会議室

▼現地説明＝10月26日(金)

※入札や現地説明の時間など、詳しくは応募要領をご覧ください。応募要領は、総務課管財係で配布、又は町ホームページよりダウンロードできます。
(町ホームページ

<http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp>)



▼公売物件＝

所在地	面積	地目	用途	最低入札価格
しらさぎ三丁目1番地3 (役場北側区画整理地内)	1,151.79㎡	宅地	第一種中高層 住居専用地域 (60/200)	46,070,000円
大字多功2579番3 (テクノパークかみのかわ内)	2,528.93㎡	宅地	工業地域 (60/200)	50,580,000円

▼問い合わせ先＝総務課 管財係 ☎ ☎ 9 1 1 4